

2 通知・リーフレット

通知①

市立幼稚園長 様
市立学校長 様

札教指第945号
平成24年(2012年)8月10日

札幌市教育委員会指導室
指導担当部長 池上修次

いじめをなくし、子どもの生命を守る取組の徹底について（通知）

いじめの問題への対応や命を大切にす取組については、これまでも各学校において適切に進めていただいておりますが、滋賀県大津市において、男子中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあった事実が確認されたことから、札幌市においても改めてその充実を図ることが極めて重要であると考えています。

このようなことから、8月1日、2日に行われました学校経営全体研修会において、全ての園長、校長、副校長、教頭に対し、子どもたちを取り巻く環境や子ども同士の人間関係の状況等をきめ細かくとらえ、適切に対応すること、とりわけ『いじめ』防止については、かけがえのない一人一人の子どもの人間としての尊厳と、決して侵されてはならない子どもの権利・基本的人権を守るという視点からの強い取組が求められていること等、札幌市教育委員会の対応方針に基づく取組の徹底について、教育長から直接要請したところです。

また、7月には文部科学大臣談話、今月になり北海道教育委員会から緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」が発表されるなど、全国的にいじめの問題への取組の見直しと子どもの生命を守る取組について再確認がなされているところです。

については、別添「文部科学大臣談話」及び「平成18年10月30日付け札教指第1465号「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」」を踏まえつつ、いじめを把握したときや子どもに深刻な不安や悩みがあると判明したときには、躊躇することなく速やかに教育委員会に報告・相談するなど、教育委員会と一丸となり、一層取組の充実を努めていただくようお願いします。

(参考)

・北海道教育委員会緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」（北海道教育委員会ホームページ参照）

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/h24tsuuchi/20120803shiryou.pdf>

(担当 生徒指導班 211-3861)

文部科学大臣談話

＜すべての学校・教育委員会関係者の皆様へ＞

いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が発生していることは大変遺憾です。子どもの生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう、学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。

いじめは決して許されないことですが、どの学校でもどの子どもにも起こりうるものであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。文部科学省からの通知等の趣旨をよく理解のうえ、平素より、万が一の緊急時の対応に備えてください。

学校においては、日常において決していじめの兆候を見逃すことなく、いじめを把握したときは抱え込まずにすみやかに市町村教育委員会に報告してください。

報告を受けた市町村教育委員会は、当事者としての責任をもって、学校とともに迅速かつ適切な対応を行ってください。

また、児童生徒等の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると認めるときは、そのような事態に至る前に、すみやかに関係者で連携することが必要です。都道府県教育委員会は、学校や市町村教育委員会を可能な限り支援してください。文部科学省も積極的に支援いたしますので、市町村教育委員会、都道府県教育委員会はすみやかに文部科学省へ状況を報告してください。

子どもの生命は非常に大切であり、守らなければなりません。このため、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいきたいと考えています。

平成24年7月13日
文部科学大臣 平野博文

札教指第1465号

平成18年(2006年)10月30日

市立学校長 様

札幌市教育委員会

学校教育部長 北原敬文

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、また、決して許されるものではありません。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校におかれましては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特に留意し、家庭や地域社会との連携を図りながら、いじめの根絶に向けた指導の徹底を図るようお願いします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

(4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めること。実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

(2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切に教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

別添

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

〈チェックポイント〉

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。
特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (11) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

(早期発見・早期対応)

- (12) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (13) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (14) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (15) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (16) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (17) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (18) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (19) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (20) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (21) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、札幌市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱われているか。

(家庭・地域社会との連携)

- (22) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (23) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (24) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (25) PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

通知②

市立学校長 様

札幌市教育委員会指導室
平成24年(2012年)11月15日札幌市教育委員会指導室
指導担当部長 池上修次犯罪行為として取り扱われるべきと認められる
いじめ事案に関する警察への相談・通報について (通知)

いじめ問題への対応については、各学校において特段の取組をさせていただいているところですが、今年度は、全国でいじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案が起きるなど依然として深刻な状況にあります。

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して理解いただくことが重要です。

いじめの問題及び問題行動を起こす児童生徒に対する指導については、これまでも「いじめ問題への取組の徹底について(通知)」(平成18年10月30日付け札幌教指第1465号)及び「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(平成19年2月27日付け札幌教指第2116号)等において、その取組の徹底及び適切な指導についてお願いしているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規(別添参照)に抵触する可能性があるものです。

については、改めて下記について留意するとともに、いじめの問題について、必要に応じて適切に警察等の関係機関と連携した対応を図るなど、学校・家庭・地域・関係機関が連携して子どもの健全育成を目指した対応をお願いします。

なお、いじめの問題に限らず、子どもの問題行動等について学校から警察へ相談・通報される場合には、「札幌市子どもの健全育成サポートシステム」(平成22年3月31日付け札幌教指第2168号)の活用を含めて教育委員会は学校とともに連携した対応をいたしますので、いつでもご相談いただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
- 2 いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
- 3 このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然として適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要であること。

(担当 生活指導班 TEL 211-3861)

別添

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

○強制わいせつ（刑法第176条）

〈条文〉

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○傷害（刑法第204条）

〈条文〉

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○暴行（刑法第208条）

〈条文〉

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○強要（刑法第223条）

〈条文〉

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○窃盗（刑法第235条）

〈条文〉

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○恐喝（刑法第249条）

〈条文〉

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

○器物損壊等（刑法第261条）

〈条文〉

第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

以上

通知③

学校長 様

札幌市教育委員会指導室
平成25年(2013年)6月20日札幌市教育委員会指導室
指導担当部長 引地 秀美

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）

いじめの問題への対応については、各学校において特段の取組をいただいているところです。標記の件については、昨年度、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」（平成24年11月15日付け札幌指第1598号）により、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であることについて周知していただいております。

また、いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめについては、迅速に対応し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要です。

このたび、文部科学省初等中等教育局長から、早期に警察に相談・通報すべきいじめ事案について、態様別に具体例を示すことで、教職員の適切な理解を促すよう依頼がありました。

については、下記の事項に留意の上、「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」（別紙1）を全教職員に周知し、早期に警察に相談・通報すべきいじめの事案について、適切に対応するようお願いいたします。

また、（別紙2）として添付した「いじめの定義」については、先般、発出した「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する実態調査」（平成25年6月14日付け札幌指第538号）における「いじめの定義」においても、いじめの中には早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれること等が明記されており、この趣旨について改めて教職員全体に周知し、適切な指導及び対応となるよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 いじめの認知に当たっては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、認知したいじめには、迅速に対応することが必要であるが、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。
このため、このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であること。
- 2 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要であること。
このため、各学校においては、別紙1も参考に、指導資料の作成や研修の充実を図ることが必要であること。
- 3 上記1の判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、学校においては、学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要であること。

（担当 生徒指導班 電話 211-3861）

通知④

札教指第764号
札教研第286号
平成25年(2013年)7月23日

幼稚園長 様
学校長 様

札幌市教育委員会学校教育部
指導担当部長 引地 秀美
教育研修担当部長 大友 裕之

「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の設定と
命を大切にする指導の充実について（通知）

各園・学校においては、命を大切にする指導について、学校安全計画への位置付け、及び「いじめをなくし、命を大切にする指導の充実及び学校安全計画の提出について（平成25年5月29日付け札教指第444号）」に基づき、教育活動全体を通じて推進していただいているところです。

夏季休業が終了した8月末から9月にかけては、学校での生活に悩みを抱える児童生徒が不安定な精神状態となることが考えられることから、一人一人の子どもをきめ細かに見守る教育相談体制の構築が必要です。

また、子どもが自己を肯定的に受け止め、自他のかけがえのない命を大切にしようとする心を育むためには、道徳教育をはじめ、子どもの主体的な活動を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が手を携え、子どもに命の大切さを伝えたり、子どもを見守ったりするなどの意識を高めることが重要です。

そこで、教育委員会では、8月26日（月）から9月27日（金）までの1か月間を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」と設定し、子どもの命を大切にする指導などの取組を進めることといたしました。

については、各幼稚園・学校において、別添実施要項に基づき取組を進めていただくとともに、命を大切にする指導及び校内研修会の取組状況について、別紙報告書により報告いただきますようお願いいたします。

（担当 指導室生徒指導班 電話 211-3861）
（担当 教育センター研修担当課 電話 671-3410）

別添

「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」実施要項

札幌市教育委員会

1 趣 旨

園・学校が子どもに対して命を大切にする指導や教育相談体制の充実を図る他、家庭や地域と連携して子どもに命の大切さを伝えたり、子どもを見守ったりするなどの意識を高めるため「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定する。

2 設定期間 平成25年8月26日（月）から9月27日（金）までの1か月間

3 取組内容 <教育委員会の取組>（予定）

- ・相談窓口周知（クリアファイル、カードの配付）
- ・保護者向けリーフレットの配付

<学校の取組>

- ・各幼稚園、学校の学校安全計画に基づく命を大切にする指導の取組（平成25年5月29日付け札幌教指第444号を参考に推進願います。）

4 命を大切にする指導及び校内研修会等の取組状況の報告について

(1)提出方法

- ・別紙様式1「命を大切にする指導の取組状況等の報告について」及び別紙様式2「子ども理解に関わる校内研修実施報告書」に必要事項を記載し、9月末と2月末の2回、イントラメールにて指導担当部長及び教育研修担当部長宛て提出する。（メールの送信先は担当者になります）

※校内研修会については、7月から2月までの期間に実施することとし、今年7月に実施した「子ども理解に関わる研修会」の資料及び、昨年12月に実施した「子どもの心の理解に関する研修会」の資料も併せて参考にしてください。

(2)提出期日 平成25年9月30日（月）及び平成26年2月28日（金）の2回

(3)添付ファイル名及び送信メールの件名について

- ・添付ファイル名について

例) 半角学校番号【〇〇学校】命を大切にする指導の取組状況等の報告について.xlsxのファイル名を学校番号と学校名を入力して変更する。

例) 21001【大通公園小学校】命を大切にする指導の取組状況等の報告について.xlsx

- ・送信メールの件名

添付ファイル名を件名にして送信願います。

(4)送信先

様式1 <命を大切にする指導の取組状況等の報告について>

- ・ 小学校…「004.指導担当部」宛て
 - ・ 幼稚園、中・高等・特別支援学校…「004.指導担当部」宛て
 - ・ 全校種…「005.教育研修担当部」宛て
- 様式2 <子ども理解に関わる校内研修実施報告書>

通知⑤

札教児第441号
平成27年(2015年)2月26日

学校長 様

札幌市教育委員会
児童生徒担当部長 松田昌樹

いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について（通知）

児童生徒のいじめの未然防止や早期発見、早期対応等については、これまでも各学校において特段の取組をしていただいているところです。

このたび、標記のことについて、北海道教育庁学校教育局長から、通知がありました。

残念ながら、過日、道立学校において、いじめに関する重大事態に該当する事案が発生しております。北海道教育委員会では、直ちに附属機関による、事実関係に係る調査を行い、このたび、調査報告をまとめ、知事に報告したとのことです。報告によりますと、この事案の発生の背景には、インターネットを利用したいじめが関連しているものと判断されました。

札幌市では、学校・家庭・地域社会が手を携え、子どもを見守る意識を高めるための保護者向けリーフレット「かけがえのない子どもたちのため」（平成25年9月）及び、いじめのないクラス・学校をめざし、子ども自らが考え、実行する力を身に付けさせるための児童生徒向けのリーフレット「心の扉を開こう」（平成27年1月）等を配付し、各学校において保護者への啓発とともに、児童生徒に対する適切な指導に取り組んでいただいているところですが、今後ともより一層、いじめの未然防止等に取り組んでいく必要があります。

については、添付したリーフレット等を有効活用し、子どもの自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を進めることと併せて、学校・家庭・地域社会が一体となって、いじめの未然防止や早期発見、早期対応等に向けた取組の一層の充実を図るようお願いします。

（担当 児童生徒担当課 TEL211-3861）